

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【公表番号】特表2012-509569(P2012-509569A)

【公表日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-016

【出願番号】特願2011-537584(P2011-537584)

【国際特許分類】

H 01 M 4/66 (2006.01)

H 01 M 4/20 (2006.01)

H 01 M 4/80 (2006.01)

H 01 G 11/40 (2013.01)

【F I】

H 01 M 4/66 A

H 01 M 4/20 M

H 01 M 4/80 C

H 01 G 9/00 3 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月16日(2012.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの正極と、

少なくとも1つの負極と、

前記少なくとも1つの正極を前記少なくとも1つの負極から分離する少なくとも1つの隔離板とを備え、

前記少なくとも1つの負極及び前記少なくとも1つの正極のうちの少なくとも1つは3葉断面ファイバ及び4葉断面ファイバからなるグループから選択されたファイバを備えた、電力貯蔵装置。

【請求項2】

前記ファイバはマイクロファイバである、請求項1に記載の電力貯蔵装置。

【請求項3】

カーボン添加剤が前記ファイバに提供される、請求項1又は2に記載の電力貯蔵装置。

【請求項4】

前記カーボン添加剤は黒鉛、膨張黒鉛、活性炭、カーボンブラック、カーボン・ナノファイバ、またはカーボン・ナノチューブの少なくとも1つを備える、請求項3に記載の電力貯蔵装置。

【請求項5】

前記ファイバは、マットに形成され、導電体であり、電気絶縁材料であり、及び／又は、電極活性材料が提供された請求項1～4のいずれか一項に記載の電力貯蔵装置。

【請求項6】

前記ファイバは、3葉断面ファイバ、4葉断面ファイバ、及び円形断面ファイバからなるグループから選択された請求項1に記載の電力貯蔵装置。

【請求項7】

前記ファイバは、コイル状ファイバ、ループ状ファイバ、波形ファイバ、もつれ合いファイバ、及びこれらの組合せからなるグループから選択された請求項1に記載の電力貯蔵装置。

【請求項8】

前記ファイバは、浸潤性ファイバのアレイを形成し、電極活性材料が提供され、当該アレイは、実質的に電解質溶液に浸される請求項1に記載の電力貯蔵装置。

【請求項9】

前記ファイバは、ポリマーを備える請求項1に記載の電力貯蔵装置。

【請求項10】

前記少なくとも1つの負極は、カーボン添加剤が提供された前記ファイバを含む請求項3に記載の電力貯蔵装置。